

9、 往來通

10、 小切高の五分を支給す

11、 船大支給連買一航海取扱費八拾錢を支給す

12、 損替程度其の他の事情に依り一概に年陸を附し難きも必長に
應じ取替又は支給するものとす

貯修繕は船大の布盛を参考とし必長に應じ修繕す

以上

報告第四五八號

松屋デパート洋服部船工付遊改費連動

發生 昭和十年九月十一日

解決 同 年九月二十一日